大阪市規則第126号

大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市海浜施設条例施行規則（昭和55年大阪市規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（占用許可の申請） 第２条　条例第４条の２の規定により海浜施設（以下「施設」という。）の占用の許可（許可を受けた事項の変更の許可を含む。）を受けようとする者は、第１号様式による申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。	（使用許可等の申請） 第２条　条例第４条の２第１項の規定により鶴浜緑地の運動場の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、第１号様式による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設情報システム（使用許可に係る事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と使用許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を利用して使用許可を受けようとする場合は、この限りでない。 ２　条例第４条の２第２項の規定により海浜施設（以下「施設」という。）の占用の許可（許可を受けた事項の変更の許可を含む。）を受けようとする者は、第２号様式による

	申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。
	（申請が競合する場合の取扱い）
［削る］	第３条　使用許可の申請が競合するときは、先願、抽せんその他市長が定める方法により、優先して許可を受けることができる者を決定する。
	（許可証の交付）
［削る］	第４条　使用許可をしたときは、許可証を交付する。ただし、スポーツ施設情報システムを利用して使用許可をしたときは、この限りでない。
第３条・第４条　［略］	第５条・第６条　［同左］
（使用料の額）	（使用料の額）
第５条　条例第８条第３項の市規則で定める使用料は、別表のとおりとする。	第７条　条例第８条第４項の市規則で定める使用料は、別表のとおりとする。
（占用料の算定方法）	（占用料の算定方法）
第６条　条例第８条第４項の占用料（同条第１項に規定する占用料をいう。以下同じ。）の算定方法は、次のとおりとする。	第８条　条例第８条第５項の占用料（同条第３項に規定する占用料をいう。以下同じ。）の算定方法は、次のとおりとする。
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
［２　略］	［２　同左］
（占用料等の納付時期等）	（使用料等の納付時期等）
第７条　［削る］	第９条　［①］　条例第８条第１項に規定する使用料は、使用許可の際（スポーツ施設情報システムを利用して受けた使用許可に係る使用料にあっては、市長が指定する日）に納付しなければならない。
［①］　占用料及び条例第８条第２項に規定する使用料は、市長が指定する日までに納入通知書に基づく払込みの方法により納付しなければならない。	２　条例第８条第２項に規定する使用料及び占用料は、市長が指定する日までに納入通知書に基づく払込みの方法により納付しなければならない。

２　条例第８条第３項に規定する使用料は、自動車を出庫させる際に納付しなければならない。	３　条例第８条第４項に規定する使用料は、自動車を出庫させる際に納付しなければならない。
（占用料等の減免の申請）	（使用料等の減免の申請）
第８条　条例第８条の２の規定により占用料又は使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第２号様式による申請書を市長に提出しなければならない。	第10条　条例第８条の２の規定により使用料又は占用料の減額又は免除を受けようとする者は、第３号様式による申請書を市長に提出しなければならない。
（行為の禁止）	（行為の禁止）
第９条　［略］	第11条　［同左］
（行為の許可の申請）	（行為の許可の申請）
第10条　条例第７条第１項の規定により行為の許可を受けようとする者は第３号様式による申請書を、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は第４号様式による申請書を、それぞれ市長に提出しなければならない。	第12条　条例第７条第１項の規定により行為の許可を受けようとする者は第４号様式による申請書を、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は第５号様式による申請書を、それぞれ市長に提出しなければならない。
（施行の細目）	（施行の細目）
第11条　［略］	第13条　［同左］
別表（第５条関係）	別表（第７条関係）
［表　略］	［表　同左］
［備考　略］	［備考　同左］
［削る］	第１号様式（第２条関係）（Ａ４）
	［様式　別紙１　挿入］
第１号様式（第２条関係）（Ａ４）	第２号様式（第２条関係）（Ａ４）
［様式　別紙３　挿入］	［様式　別紙２　挿入］
第２号様式（第８条関係）（Ａ４）	第３号様式（第10条関係）（Ａ４）
［様式　別紙５　挿入］	［様式　別紙４　挿入］
第３号様式（第10条関係）（Ａ４）	第４号様式（第12条関係）（Ａ４）
［様式　略］	［様式　同左］
第４号様式（第10条関係）（Ａ４）	第５号様式（第12条関係）（Ａ４）
［様式　略］	［様式　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この規則は、令和８年11月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市海浜施設条例施行規則第２号様式及び第３号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市海浜施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

［第１号様式　別紙１］

鶴浜緑地運動場使用許可申請書

年　　月　　日

大阪市長　　様

申請者　住　所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

ふりがな

氏　名

生年月日　　年　　月　　日

（法人にあってはその名称並びに代表者の氏名、ふりがな及び生年月日）

電話番号

大阪市海浜施設条例第４条の２第１項の規定により、鶴浜緑地運動場の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目　　的	
期　　間	年　　月　　日　午　前 後　　時　　分から 年　　月　　日　午　前 後　　時　　分まで
利用人員見込	
その他参考となるべき事項	

［第２号様式　別紙２］

前占用許可	大阪市指令　　第　　号 年　　月　　日

海浜施設占用許可申請書（新規・継続・変更）

年　　月　　日

大阪市長　　様

住　所
申請者　氏　名
電　話
（法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

大阪市海浜施設条例第４条の２第２項の規定により、海浜施設の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用の目的				
占用の場所				
占用物件	名　称	規　模	数　量	
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間		占用物件の構造	
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間		工事実施の方法	
施設の復旧方法			添付書類	
備　考				

添付書類　１　位置図、平面図、構造図、縦断面図、横断面図、工程表、仕様書、復旧方法、占用理由書及び利用計画書その他必要書類
２　草木に影響する場合には、草木の名称・数量・形状（高さ、幹回り）記入図

［第１号様式　別紙３］

前占用許可	大阪市指令　　第　　号 年　　月　　日

海浜施設占用許可申請書（新規・継続・変更）

年　　月　　日

大阪市長　　様

住　所
申請者　氏　名
電　話
（法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

大阪市海浜施設条例第４条の２の規定により、海浜施設の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用の目的				
占用の場所				
占用物件	名　称	規　模		数　量
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　　間		占用物件の構造	
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　　間		工事実施の方法	
施設の復旧方法			添付書類	
備　考				

添付書類　１　位置図、平面図、構造図、縦断面図、横断面図、工程表、仕様書、復旧方法、占用理由書及び利用計画書その他必要書類
２　草木に影響する場合には、草木の名称・数量・形状（高さ、幹回り）記入図

［第３号様式　別紙４］

減　額
使用料等　　申請書
免　除

年　　月　　日

大阪市長　　様

申請者　住　所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
電話番号

大阪市海浜施設条例第８条の２の規定により、使用料等の　減額　免除　を受けたいので、次のとおり申請します。

目　　的	
期　　間	年　月　日　午　前 後　時　分から 年　月　日　午　前 後　時　分まで
理　　由	

［第２号様式　別紙５］

減　額
占用料等　　申請書
免　除

年　　月　　日

大阪市長　　様

申請者　住　所
（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
電話番号

大阪市海浜施設条例第８条の２の規定により、占用料等の　減額　免除　を受けたいので、次のとおり申請します。

目　　的	
期　　間	年　月　日　午　前 後　時　分から 年　月　日　午　前 後　時　分まで
理　　由	